

広島県教育委員会教育長訓令第三号

本 庁

地 方 機 関

学校以外の教育機関

広島県教育委員会事務局等文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

広島県教育委員会

教育長 榎 田 好 一

広島県教育委員会事務局等文書管理規程の一部を改正する訓令

広島県教育委員会事務局等文書管理規程（昭和三十七年広島県教育委員会教育長訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「標示」を「表示」に、「各課文書区分だな」を「各課文書区分棚」に、「文書区分だな」を「文書区分棚」に改め、同項第二号及び第三号中「文書区分だな」を「文書区分棚」に改め、同条第二項中「広島県総務企画部管理総室文書法制室（以下「県文書法制室」を「広島県総務局総務管理部総務課（以下「県総務課」に改め、同条第三項中「県文書法制室」を「県総務課」に改める。

第二十条第二項中「標示」を「表示」に改める。

第二十一条第三項第四号中「標示する」を「表示する」に改める。

第三十三条第二項中「毎日」を「、毎日」に、「県文書法制室長」を「県総務課」に改め、「（これを集中発送文書という。）」を削り、同項第一号中「県文書法制室長の長（以下「県文書法制室長」を「県総務課の長（以下「県総務課長」に改め、同項第三号中「県文書法制室長」を「県総務課長」に改め、同条第三項第一号イ中「集中発送文書」を「前項の規定により発送する文書（以下「集中発送文書」という。）」に改め、同号ロ中「包装紙又は」、小包にするもの」及び「、」を削り、同号ハ中「（普通通常郵便のうち第五種のものに限る。）」を削り、同項第四号中「県文書法制室」を「県総務課」に改める。

附 則

この教育委員会教育長訓令は、平成二十年四月一日から施行する。